

令和4年1月17日

南風原町長 赤嶺 正之 様

南風原町男女共同参画推進会議
会長 新垣 誠



南風原町男女共同参画推進条例（案）について（答申）

令和3年10月18日付け、南企第653号で諮問のありました「南風原町男女共同参画推進条例（案）」について、本推進会議において慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

なお、本条例が制定されることによって、すべての人が社会の対等な構成員として、互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、自分らしく暮らせる男女共同参画社会が実現されることを要望します。

南風原町男女共同参画推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現を目指すために、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、すべての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すこととする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画　すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町民　町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者　町内において事業活動を行う全ての個人及び法人をいう。
- (4) 教育関係者　町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (5) 自治会等　自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。
- (6) 各種団体　町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。
- (7) 積極的改善措置　第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) 性別による固定的役割分担意識　性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるが、「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。
- (9) ダイバーシティ　性別（多様な性を含む。）、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。

- (10) ワーク・ライフ・バランス　すべての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。
- (11) ドメスティック・バイオレンス　配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあつた者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力（デートDVを含む。）又は虐待（子どもを巻き込んでの暴力を含む。）をいう。
- (12) 各種ハラスメント　性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
- (13) その他家庭内の暴力　第11号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などのあらゆる形態の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならぬ。

- (1) ダイバーシティの実現を目指し、すべての人が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を發揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障され、自分らしく暮らせる社会が実現されること。
- (2) すべての人が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成するすべての人が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、社会等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。
- (6) すべての人が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する

健康と権利が尊重されること。

(7) ドメスティック・バイオレンス及び各種ハラスマントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。

(8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(町及び町民等の協働)

第4条 町及び町民等（町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。）は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県及び町民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町は、町民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に則り、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に則り、すべての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に則り、能力、個性を生かせる教育及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(自治会等の責務)

第9条 自治会等は、基本理念に則り、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、町が実施する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

2 自治会等は、すべての人が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

(各種団体の責務)

第10条 各種団体は、基本理念に則り、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が、参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する

南風原町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならぬ。

- 4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
- 6 町長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

（施策の策定及び実施に当たっての配慮）

第14条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

（防災及び復興分野における措置）

第15条 町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（家庭生活との両立支援）

第16条 町は、すべての人がともに家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

（積極的改善措置）

第17条 町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

- 2 町は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めなければならない。

（情報の提供及び理解を深めるための措置）

第18条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

（実施状況の公表）

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

（調査研究）

第20条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査

研究を行わなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第21条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(活動への支援)

第22条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

(推進会議)

第23条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため推進会議を置く。

2 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」（令和4年3月策定）は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

南風原町男女共同参画推進条例（案）

【逐条解説】



南風原町

はじめに

国連においては、「持続可能な開発目標（S D G s）」が提唱され、到達目標の一つに「ジエンダーの平等の実現」を達成することを盛り込み、「誰一人取り残さない社会」の実現のため、世界共通の目標として掲げられました。

我が国においては、日本国憲法によりすべての国民は個人として尊重され、また法の下に平等であるうたわれ、男女平等の実現に向けて国際社会における取組とも運動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされてきました。しかし、世界経済フォーラムが2021年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数2021」では前回調査（2020年）と比べてスコア、順位ともに、ほぼ横ばいでしたが、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国よりも低い結果となっています。

男女共同参画基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）の実現を目指しています。

南風原町においては、平成14年3月に男女共同参画の推進の指針となる「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。しかし、目指すべき社会にはまだ道半ばとなっており、この男女共同参画計画の実効性をより一層高めるとともに、施策を推進する際の法的支えとするために本条例を制定します。

条例の名称については、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的理念や目指すべき姿が、男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）及び沖縄県男女共同参画推進条例を基本としていることを踏まえ、「南風原町男女共同参画推進条例」としています。

第1条から第12条までは、目的や基本理念など条例の核となる部分で、基本的な考え方を定めています。第13条から第23条までは、町の基本的施策について定めています。第24条には委任について定めています。

条例の構成

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (基本理念)
- 第4条 (町及び町民等の協働)
- 第5条 (町の責務)
- 第6条 (町民の責務)
- 第7条 (事業者の責務)
- 第8条 (教育関係者の責務)
- 第9条 (自治会等の責務)
- 第10条 (各種団体の責務)
- 第11条 (性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)
- 第12条 (公衆に表示する情報に関する配慮)
- 第13条 (男女共同参画計画)
- 第14条 (施策の策定及び実施に当たっての配慮)
- 第15条 (防災及び復興分野における措置)
- 第16条 (家庭生活と両立支援)
- 第17条 (積極的改善措置)
- 第18条 (情報の提供及び理解を深めるための措置)
- 第19条 (実施状況の公表)
- 第20条 (調査研究)
- 第21条 (男女共同参画推進月間)
- 第22条 (活動への支援)
- 第23条 (推進会議)
- 第24条 (委任)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現を目指すために、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進^①し、すべての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

【解説】

本条は、男女共同参画を推進するために、条例の制定目的を定めています。

平成11年6月に公布施行された基本法第9条において地方公共団体の責務が定められており、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を開展することが求められています。この規定に基づき、南風原町では平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を、平成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定し取り組んできました。この男女共同参画計画の実効性をより一層高めるとともに、施策を推進する際の法的支えとなるのがこの条例となります。

男女共同参画社会の実現には、社会全体で取り組んでいかなければなりません。そのために、町（行政）も各種の施策を実施しますが、その施策の実施だけではなく、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が一体となって取り組むことが重要であり、その取組の基本理念、それぞれの責務、町の実施する施策の基本的事項を条例の中で定めています。

<用語解説>

①「総合的かつ計画的に推進」

本条例においては、第13条から第23条に規定する推進体制を指しています。

「総合的」とは、基本法に準じた施策を町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体と連携しながら推進していくことをいいます。

「計画的」とは、行動計画の実施施策がその中心になることをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員^①として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって^②社会のあらゆる分野^③における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ^④、かつ、共に責任

- を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する者をいう。
 - (3) 事業者 町内において事業活動を行うすべての個人及び法人をいう。
 - (4) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
 - (5) 自治会等 自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。
 - (6) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。
 - (7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (8) 性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるが、「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことを行う。
 - (9) ダイバーシティ 性別（多様な性を含む。）、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することを行う。
 - (10) ワーク・ライフ・バランス すべての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。
 - (11) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力（デートDVを含む。）又は虐待（子どもを巻き込んでの暴力を含む。）をいう。
 - (12) 各種ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
 - (13) その他家庭内の暴力 第11号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などのあらゆる形態の暴力をいう。

【解説】

本条は、本条例で用いられている用語で、重要な用語の意義を定めています。

- (1) 「男女共同参画」とは、すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。「すべての人」とは、男性・女性の二つの性別だけでなく、性的マイノリティ（性的少数者）も含め、子ども、大人、障がいのある人もない人も、様々な立場の人を示しています。「社会の対等な構成員」とは、すべての人が本質的に社会の責任ある構成員であり、権利と義務の対等な関係をもっているということを示し

ています。「自らの意思によって」とは、活動等に参加するのは主体的な選択によるものであり、強要されるものではありません。「社会のあらゆる分野」とは、職場、地域、学校及び家庭などのあらゆる分野のことをいいます。「参画」とは、単に参加するということだけではなく、方針や企画の立案、決定などの意思決定に参加するということを意味します。

(2)「町民」とは、町内に居住する者、町内にある事務所又は事業所で働く者、町内にある学校で学ぶ者とし、国籍等については問いません。条例の効力はその自治体内に限定されているので、条例における「町民」は南風原町に住所を有する人（住民）のことを原則指しますが、この条例を制定する趣旨が、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体がそれぞれの役割を担い、協働して男女共同参画を推進することなので、条例全体を通して「町民」として広く捉えています。

(3)「事業者」とは、営利目的あるいは公益目的にかかわらず、町内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人、法人その他団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社・事業所だけでなく、その集合体である商工会なども含みます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、町民としての立場以上に他者に与える影響が大きいことを踏まえて、特に町民と分けて規定しています。

(4)「教育関係者」とは、町内において学校教育、社会教育、その他のあらゆる教育に携わる者を言います。男女共同参画の教育はあらゆる分野で行われなければなりません。男女共同参画の推進に当たっては次世代への教育が行われる場に携わる者の責務は大きく、その理念に配慮した教育を行う事を求めています。

(5)「自治会等」とは、自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいいます。すべての人が、互いに個性を活かし、地域で活動していくためには、地域の政策方針決定過程の場に積極的に参加できることを求めています。

(6)「各種団体」とは、PTA、青年会、女性会、老人会、子ども会、ボランティア団体やサークル団体などの自発的に社会活動を行っている団体をいいます。すべての人が、互いに個性を活かし活動していくよう政策方針決定過程の場に積極的に参加できることを求めています。

(7)「積極的改善措置」とは、様々な分野で既に社会的・構造的な格差がある場合、必要な範囲において、現在不利益を受けている人たちに対して、作為的に法的な保護（活動に参画する機会を積極的に提供する等）を与えることにより、対等な関係になるようにすることをいいます。

(8)「性別による固定的役割分担意識」とは、男女を問わず個人の考え方や能力によって決めることが重要であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に考えることをいいます。

(9)「ダイバーシティ」とは、「多様性」という意味で、性別（多様な性を含みます。）や国籍、年齢などの多様性を認め、尊重するという考え方をいいます。

(10) 「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事と生活の調和のことで、誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発、その他活動について、自らの希望に沿った活動ができる状態をいいます。

(11) 「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことです。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定されている「暴力」には、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、「大声でどなる」といった精神的暴力や「性的な行為を強要する」などの性的暴力も含まれます。また、ここでいう「配偶者等」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚の場合や離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含みます。また、若年層で問題になっているデートDVなども含まれます。

(12) 「各種ハラスメント」とは、性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいいます。

各種ハラスメントには、セクハラ、マタハラ、パタハラ、パワハラやモラハラのほか、近年話題となっているジェンダー・ハラスメントやSOGI（ソジ）・ハラスメントなど全てのハラスメントが含まれます。

「セクシャル・ハラスメント（セクハラ）」とは、性的な嫌がらせを意味し、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為をいいます。いわゆる暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当します。身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、わいせつな写真の掲示など様々なものが含まれます。

「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」とは、妊娠・出産・育児休業などを理由とした解雇・減給・降格などの不利益な取扱いをいいます。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）においては、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止を定めています。

「パタニティ・ハラスメント（パタハラ）」とは、育児をするために育児休業や時短勤務などの制度を希望、あるいは利用する男性職員が、同僚や上司といったほかの職員から嫌がらせの行為をされたり、制度利用を邪魔されたりすることをいいます。

「パワー・ハラスメント（パワハラ）」とは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことをいいます。職場におけるパワー・ハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

「ジェンダー・ハラスメント」とは、男らしく、女らしくなど、社会通念上の性別役割分担意識をもとにして、あるべき発言や行動をとるよう圧力をかけるハラスメントのことといたします。

「SOGI（ソジ）・ハラスメント（ソジハラ）」とは、性的指向や性自認に関連した、

差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを行うことや、望まない性別での学校生活・職場での強制異動、採用拒否や解雇など、差別を受けて社会生活上の不利益が生じることといいます。

＜用語解説＞

①「社会の対等な構成員」

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っているということを指しています。

②「自らの意思によって」

「活動等に参加する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要されるものではないことを指しています。

③「社会のあらゆる分野」

職場、地域、学校、家庭などのあらゆる分野のことを指しています。

④「均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」

性別等によって利益に違いが生じるのではなく、その個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受できることを指しています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならぬ。

(1) ダイバーシティの実現を目指し、すべての人が、個人として尊重^①され、差別的取り扱いを受けることなく^②、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され^③、平等・対等な立場が保障され、自分らしく暮らせる社会が実現されること。

(2) すべての人が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行^④が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) すべての人が、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。

(5) 家族を構成するすべての人が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下^⑤、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし^⑥、かつ、職場、社会等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）

ス) できるよう配慮されること。

(6) すべての人が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(7) ドメスティック・バイオレンス及び各種ハラスマントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。

(8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組^⑦と協調の下に行われること。

【解説】

本条は、基本理念として男女共同参画を多方面から推進する上での基本的な考え方として、8つの基本理念を定めています。

「男女共同参画は人権の問題」というのが本条例の基本的な立場です。基本的人権とは、人間が人間として生きていく上で不可欠な権利であり、それは法により守られなければなりません。

(1) 基本的な人権の尊重を目指して、一人ひとりが人間性を持つ自立した人格的存在として捉え、この人格的存在が傷つけられたり破壊されたりしないようにするということです。一人ひとりの人間性は、能力や性格などがみんな違っているため、その違いを認め合える社会を目指すことを理念としています。

<用語解説>

①「個人として尊重」

個人としての人格が尊重されることなどを指しています。

②「差別的取扱いを受けることなく」

日本国憲法第14条にも「法の下の平等」が規定されており、男女差別をなくしていくことは重要な理念となっていることを指しています。また、「差別的取扱いをしないこと」という行為者目線ではなく、「差別的取扱いを受けることなく」という行為の受け手に着目しており、差別の意図の有無にかかわらず、差別的扱いをうけないことを指しています。

③「個人としての能力を発揮できる機会が確保され」

男女共同参画社会は、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。あらゆる分野における活動に参画するにあたっては、社会的、文化的に形成された性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることを指しています。

(2) 性別によって固定的な役割を求める意識やそれに基づく慣行などが依然として社会のあらゆる分野において残っていて、男女それぞれの活動が規制されることがあります。「男は仕事、女は家庭」といった男女の性別による役割に対する固定的な考え方や制度、慣行がまだ見受けられます。社会的及び文化的に形成された性別による差別は、目には見えず、人々の意識の中に隠れ、あるいは日常の慣行として現れるので、わかり

にくい存在です。そのため、性別による社会的及び文化的に形成された差別をなくすことを理念としています。

<用語解説>

④「社会の制度又は慣行」

性別によって、昇給や昇格、仕事の内容について差別されることや、出産や育児のための休暇を取得したことによって、職場復帰が困難になったなどの制度上の問題や、地域活動において女性を役員にしないなど、合理的な理由や根拠がないにもかかわらず特定の人を排除したり、制限したりすることなどの慣行のことをいいます。

(3) すべての人が、あらゆる分野において政策や方針の立案、決定、実施等に対等な立場で参画し、それぞれの視点からの意見等を反映させる機会を確保することを理念としています。あらゆる分野とは、政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野のことであり、公的分野・私的分野の両方を含むものです。

(4) すべての人が、男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の土壤を育てることが必要です。このためには、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育や男女共同参画の教育を行い、町民の意識や価値観を変えていく必要があります。そのためには、教育は大きな影響力を持っており教育分野の果たす役割は極めて重要です。教育に携わる者は誰もが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことを理念としています。

(5) すべての人が互いに協力し、働き続けることができ、社会の支援を受けながら、「家庭生活における活動」と「社会生活における活動」を両立できることは、社会経済の活動を維持していく上で重要です。現在、家事・育児・家族の介護などの「家庭生活における活動」の多くを女性が担っている状況があり、男性の家庭参画が少ないことから、男性にとっても、家庭生活や地域生活に目を向けることは、高齢期を含めた生活を充実したものとするための重要な課題となっています。すべての人が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等が両立できるように配慮する必要があります。

<用語解説>

⑤「社会の支援の下」

社会の支援としては、保育所の充実、学童保育の充実、労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすくするための環境整備、ホームヘルパーの充実、介護保険制度など様々な情報提供サービスなどをいいます。

⑥「役割を円滑に果たし」

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立については、家族間で話し合い、役割を分担し、互いに助け合って男女共同参画を進めていくことを意味しています。

(6) 「性と生殖に関する健康と権利」とは、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」といい、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを理念としています。女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。妊娠や出産については、男女でそれぞれよく話し合って決め、男女それぞれが生涯にわたり健康な生活を送れるようにすることを規定しています。

(7) ドメスティック・バイオレンスに見られるような、男女間での暴力は死に至る暴力にまで発展する危険なものです。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力も含みます。暴力を振るわれないということは、人間にとって「人格」「身体」における極めて基本的な権利といえます。また、セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど性的嫌がらせを含む暴力の背景には、相手の人権を軽視する意識があるといえます。このような暴力は、人権侵害であり、男女共同参画を阻むものです。その根絶を目指すことは男女共同参画の基本的な課題となっています。

(8) 日本における男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取り組みと連動して進められてきました。本町においても国や県と歩調をあわせながら、情報収集や情報提供に努め、取り組みを進めることを理念としています。

<用語解説>

⑦ 「国際社会における取組」

女子差別撤廃条約、世界女性会議の成果（行動計画等）、国連総会での「女性に対する暴力撤廃宣言」等の国連の活動、ILOの活動、SDGsなどが挙げられます。

（町及び町民等の協働）

第4条 町及び町民等（町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。）は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働^①して行わなければならない。

【解説】

本条は、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が相互に連携協力し合い、協働で男女共同参画の推進を図ることを定めています。

<用語解説>

① 「協働」

「協働」とは、まちづくりや地域が抱える課題・問題を解決する主体として町（行政）と町民等が相互に補完し、協力し合うことをいいます。

(町の責務①)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)②を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県及び町民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町は、町民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために町の責務を定めています。男女共同参画の推進に関する施策の総合的な策定と実施、財政上の措置、他機関との連携等、本町にかかる男女共同参画の推進に先駆的な役割を担うことを義務として定めたものです。

<用語解説>

① 「責務」

本条項以下、第10条までをそれぞれ町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の「責務」という表題にしています。男女共同参画の推進は、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が協働して取り組まなければならないため、それが当事者として主体的に責任を分担する必要があることから「責務」としています。

② 「男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)」

「男女共同参画の推進に関する施策」とは、「男女共同参画」を促し、推進するために効果のある施策一般のことです。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に則り、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を実施する。

する施策に協力し、更なる推進に努め^①なければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために町民の責務を定めています。町民の基本姿勢について規定したもので、男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女共同参画を理解し、基本理念に則り日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。男女共同参画の推進を実効性あるものとするためには、町民の自主的な取り組みを期待し、町が実施する施策に協力する役割を求めていきます。

<用語解説>

①「男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努め」

各人が差別的な扱いをしないように心がけること、家庭において家族を構成する男女が互いに協力し合うこと、家庭、地域、事業活動等の中で固定的な役割分担意識に基づく慣行を見直すなどをいいます。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に則り、すべての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保^①するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために事業者の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、雇用を伴う事業所がすべての人に均等な機会及び待遇を確保していかなければなりません。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、本人が努力するだけではなく、事業者も労働者が仕事と家庭の両立を図りやすくなるように、労働条件等の職場環境を整え、育児、介護に性別等にかかわりなく共に携わることができるように労働者への情報提供や町が実施する施策への協力について規定しています。さらに、ワーク・ライフ・バランスを実現している事業者に対しては、更なる推進（ワーク・イン・ライフ等）に努めるよう定めています。

<用語解説>

①「雇用上の均等な機会及び待遇を確保」

労働者が均等な雇用の機会を得ることや、一人ひとりの能力や仕事に対する意欲によって、均等な待遇を受けられるようにすること、事業所の制度や方針において差別をなくしていくなどをいいます。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に則り、能力、個性を生かせる教育①及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために教育関係者の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、教育及び学習の果たす役割は極めて重要で、男女共同参画の教育はあらゆる分野で行わなければなりません。学校教育だけではなく社会教育などいろいろな場面が想定されます。特に、男女共同参画の推進に当たっては、次世代への教育が行われる場に携わる者の責務は大きく、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要でその協力について規定しています。

<用語解説>

①「能力、個性を生かせる教育」

一人ひとりの能力や個性を生かせるような教育を行い、男女共同参画社会の実現のために学校教育や社会教育の場で教育を行っていくということをいいます。

(自治会等の責務)

第9条 自治会等は、基本理念に則り、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在①であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、町が実施する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

2 自治会等は、すべての人が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために自治会等の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、地域活動を促進する自治会等が男女共同参画を理解し積極的に取り組むことが必要です。また、町内には、いまだ性別による固定的役割分担意識とそれに基づく慣行が残っているものがあります。町民の意識改革とともに自治会等においても協力が不可欠であると考えます。

<用語解説>

①「地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在」

自治会等の組織の役員などが男性優先に決定しているなど慣行に基づく事例があるため、担い手となる人材を積極的に取り込むということをいいます。

(各種団体の責務)

第10条 各種団体は、基本理念に則り、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が、参画する機会^①を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために各種団体の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、自発的に社会活動を行っている各種団体（PTA、青年会、女性会、老人会、子ども会、ボランティア団体やサークル団体など）が男女共同参画を理解し積極的に取り組むことが必要です。各種団体が地域社会に果たす役割を期待するものです。

<用語解説>

①「参画する機会」

各種団体の方針決定、企画立案の過程から参画する機会を積極的に取り組むことをいいます。

(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など他人の人権を侵害するいかなる行為^①もしてはならない。

【解説】

本条は、性別等による人権侵害行為等を家庭、職場、学校、地域社会などの社会のあらゆる場において、誰もが行ってはならない行為として定めており、関連する法律でも禁止が明記されています。また、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など、他人の人権を侵害するいかなる行為について、町民だけでなく、旅行者や一時的に町に来ている方など、あらゆる人が行ってはならない行為であるため、条文の主語を「何人も」としています。

<用語解説>

①「他人の人権を侵害するいかなる行為」

ここでいういかなる行為とは、

身体的暴力・・・殴る、蹴るといった直接的に身体に危害を加えるなどの行為
精神的暴力・・・脅す、罵る、無視するなど心ない言動により相手を傷つけるなどの行為
性的暴力・・・性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなどの行為
経済的暴力・・・生活費を渡さない、借金を重ねるなど金銭的に追い詰める行為
言動的暴力・・・相手の人格等を傷つける言葉などの行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

【解説】

本条は、公衆に表示する情報に関して性別を理由とする人権侵害を正当化したり助長させたりすることがないように配慮することを定めています。ポスター、広告、パンフレット、インターネットなど公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があります。表現の自由は、憲法に保障された権利であり、尊重されるべきですが、性別による固定的役割分担及び男女の人権侵害などを正当化したり助長させたりする表現や過度の性的表現は、抑制されなければなりません。過度の性的表現は、それ自体がセクシャル・ハラスメントにもなります。町はもとより、民間のメディアや個人が発信する情報も含め、人権を尊重した表現を行うよう留意することを定めています。

(男女共同参画計画)

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策①を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

- 2 町長は、男女共同参画計画②を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置③を講じなければならない。
- 3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する南風原町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
- 6 町長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、男女共同参画計画の基本計画策定について定めています。基本法第14条第3項では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」と定められており、本町でも平成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定しています。男女共同参画の推進に関する施策は、教育、人権及び保健福祉など広範多岐の分野にわたり、それらが相互に関連し合っています。そのため、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的に推進するためには、その基本となる計画が必要です。本計画は、町のさまざまな施策を体系的に整理し、その総合的な推進を図ることを目的として策定する行政計画ですが、そこに掲げる目標は、町だけでなく、町民等がそれぞれ主体的に男女共同参画を推進することによって達成が可能になります。

そのため、計画の策定に当たっては、南風原町男女共同参画推進会議（第23条参照）の意見を聞くとともに、町民等の意見を反映させることが求められています。

＜用語解説＞

① 「男女共同参画社会の推進に関する施策」

本条例においては、第5条に規定する積極的改善措置を含む町の施策を指しています。

② 「男女共同参画計画」

本町では、平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を、平成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定しており、これに基づき様々な施策を実施しています。

③ 「必要な措置」

パブリック・コメント（意見公募）等のこと是指しています。

（施策の策定及び実施に当たっての配慮）

第14条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

【解説】

本条は、あらゆる施策の策定及び実施する際には、男女共同参画社会の推進に配慮するべきであると定めています。

基本法第15条「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」の規定を受けて、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（高齢者福祉、子育て支援、教育、防災など）について、それらを策定し実施するに当たっては、男女共同参画の視点を取り入れることが求められています。こ

れにより広範な男女共同参画の推進が可能となります。

(防災及び復興分野における措置)

第15条 町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点に配慮して取り組むよう努めなければならないと定めています。

防災及び復興分野における男女共同参画の推進については、国の男女共同参画基本計画において、「防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。」と明記されました。また、東日本大震災復興構想会議の「復興への提言」（平成23年6月25日）においても、「とりわけ、男女共同参画の視点は忘れてはならない」と提言されています。災害発生という非常事態における緊急対応には、日常における性別による固定的な役割分担意識が顕在化しがちです。その背景には、防災対策に女性の立場からの視点が入っていないこと、女性や世話を必要な子ども、高齢者等への配慮が足りないこと、さらには、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場における意思決定に女性が参画していないことが挙げられます。そのため、町は、男女共同参画の視点から課題等を抽出し、今後の防災及び復興分野における男女共同参画の取組に努めることを定めています。

(家庭生活との両立支援)

第16条 町は、すべての人がともに家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

【解説】

本条は、すべての人が家庭生活と仕事や地域などの社会生活を両立していくために町が情報提供など、必要な支援を行うことに努めなければならないと定めています。国の男女共同参画基本計画において、「仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。」としています。家庭生活と様々な社会的活動との両立は、家族が協力し合うことが大切であることから、町は子育て及び介護が必要な人はもとより、その必要が生じる以前から多様なサービスの整備などの環境を整えるとともに情報提供など両立支援に努めることを定めています。なお、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に子どもが行っている「ヤングケアラー」の問題もありますが、本条文

ではそれを助長するものではなく、それぞれのライフステージにより両立の意味は異なります。

(積極的改善措置)

第 17 条 町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

2 町は、附属機関等①の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めなければならない。

【解説】

本条は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、男女の均衡を図るために積極的改善措置を講ずるよう努めることを定めています。

町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供や相談、助言を求められたときには、支援を行うことを定めています。

基本法第 5 条で「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」と定められていることから、本町においても、男女それぞれの個性や意見が幅広く反映されるよう、さまざまな意思・方針決定の場に女性の登用を積極的に推進することを定めたものです。

<用語解説>

① 「附属機関等」

名称の如何を問わず「法律又は条例に基づく附属機関」「規則、規程、要綱等に基づき設置される審議会等」を指しています。

(情報の提供及び理解を深めるための措置)

第 18 条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画の推進について、町民等に理解を深めるための措置を定めています。男女共同参画の推進については、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体のあらゆる分野において理解を深めることが必要不可欠であることから情報提供、広報、講座開催等の啓発活動を行っていく必要があります。

(実施状況の公表)

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況について公表することを定めています。公表の方法は、広報、ホームページ等で行います。町が取り組む男女共同参画社会の推進に関する施策の実施状況の公表は、男女共同参画に対する町民等の意識や関心を高めるとともに、町民等の声を施策に反映させていく上で必要であり、男女共同参画計画の実効性をより高めていくものと考えます。

(調査研究)

第20条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画計画に基づく必要な調査研究を定めています。男女共同参画を効果的に推進していくためには、国内外の動向や町の様々な分野における施策の状況、町民等の意識を把握し反映させていく必要があります。このため、本条では町が調査研究を行うことを定めています。

(男女共同参画推進月間)

第21条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

【解説】

本条は、南風原町における男女共同参画推進月間を毎年6月と定めています。本町の男女共同参画の基本理念や計画の目的、内容、現状等について町民等の理解を深め、男女共同参画の促進を図るため、この月間において、広報活動や各種事業等を実施します。

(活動への支援)

第22条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するために必要な措置

を定めています。町は、町民等の主体的かつ継続的な活動に対し助言、資料又は情報の提供、講師の派遣等の必要な支援を行うことを定めています。

(推進会議)

第23条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため推進会議を置く。

2 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める①。

【解説】

本条は、推進会議を設置するために必要な事項を定めています。この推進会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関で、男女共同参画社会の実現に関する問題及びその施策のあり方に関することや男女共同参画社会の実現に関する推進計画の進捗に関することについて審議します。

<用語解説>

①「別に定める。」

本町では、「南風原町男女共同参画推進会議設置条例」で、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めています。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

【解説】

本条は、条例の施行に関する事項について委任を規定したものです。

条例の施行に関して必要な事項について町長が定めた規則等へ委任することを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」(令和4年3月策定)は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。